

和歌山大学大学院教育学研究科長期履修学生規程

制 定 平成17年 6月23日

最終改正 平成31年 1月10日

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山大学学則第75条の2の規定に基づいて履修する学生（以下「長期履修学生」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(修業年限及び在学年限)

第2条 長期履修学生の修業年限は、年度単位とし、3年又は4年とする。ただし、第2年次から長期履修学生として認められた者は、第2年次から2年とする。

2 前項の修業年限を超えて在学できる年限は、2年とする。

(申請資格)

第3条 長期履修学生を希望することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。ただし、第2年次に在学する者は、申請することができない。

- (1) 職業を有する者
- (2) 教育職員免許状取得プログラムを受講する者
- (3) その他研究科長が認めた者

(申請手続)

第4条 長期履修学生を希望する者は、別に定める長期履修申請書を次の各号に定める期間内に提出しなければならない。

- (1) 第1年次の始めから希望する場合、入学前の3月1日から3月10日まで
- (2) 第1年次に在学する者が第2年次の始めから希望する場合、第1年次の3月1日から3月10日まで

(許可)

第5条 前条の申請に対しては、和歌山大学大学院教育学研究科会議（以下「研究科会議」という。）の議を経て、研究科長が許可する。

(履修期間短縮の申請手続)

第6条 長期履修学生が履修期間の短縮を希望する場合は、別に定める長期履修期間短縮申請書を、短縮による修了予定年度の前年度の3月1日から3月10日までの間に提出しなければならない。

2 前項の履修期間の短縮は、標準修業年限（2年）への短縮を含むものとする。

(履修期間短縮の許可)

第7条 前条の申請に対しては、研究科会議の議を経て、研究科長が許可する。

(学籍管理原簿への記載)

第8条 第5条及び前条の許可があった場合は、学籍管理原簿にその旨を記載するものとする。

(授業料)

第9条 長期履修学生の授業料の額は、別に定める。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、別に定める。

大学院教育学研究科長期履修学生規程

附 則

この規程は、平成17年6月23日から施行する。

附 則（平成31年1月10日一部改正：法人和歌山大学規程第2098号）

この改正規程は、平成31年1月10日から施行し、平成21年4月1日から適用する。